

神戸市外国語大学試験に関する規則

2023年4月1日

規則第83号

(試験の種類及び定義)

第1条 この規則で試験とは科目履修の認定のために行うもので、定期試験及び追試験とする。

2 定期試験は学期末試験及び学年末試験とし、学期末試験は前期末に行い、学年末試験は後期末に行う。

3 追試験は正当な事由によって定期試験を受験できない者に対し行う。

(試験期日)

第2条 定期試験の期日は、学長が教授会の議を経てその都度定め、試験開始2週間前までに実施計画を公表するものとする。

(追試験の受験科目及び単位)

第3条 追試験を許可する者及びその授業科目は、教務部長が決定するものとする。

(追試験の受験手続)

第4条 追試験を受けようとする者は、所定の願書と事由証明書を教務部長が定める日までに提出しなければならない。

(レポート等)

第5条 各授業科目担当者が必要又は適当と認めるときは、レポート等をもって試験にかえることができる。

(授業料滞納者)

第6条 授業料を別に定められた期日までに納入していない者は、学年末試験の受験資格を認めない。

(不正行為)

第7条 試験において次の各号に定める行為（以下「不正行為」という。）を行った学生については、当該学期の全履修科目の評点を与えない。ただし、通年科目については、不正行為を行った学期に関わらず全履修科目の評点を与えない。試験終了後に不正行為が判明した場合も同様とする。

- (1) 試験問題又は答案を盗むこと。
- (2) 試験に関連した内容を机、身体、所持品又は紙片等に記載し、試験中に参照し又は参照させ、若しくは参照できるような状態で受験をすること。
- (3) 他人の答案を見たり、他人に自分の答案を見せたりすること。
- (4) 本人に代わって受験し、又は受験させること。
- (5) 持込み許可を受けていない書籍、ノート、電子機器等を利用し、又は利用させること。
- (6) 音声、動作等により答案作成に役立つ情報を伝えること、又はそのような行為に加担すること。

- (7) 指定された答案用紙以外の答案用紙を用いること。
 - (8) 答案用紙をすり替え、又はすり替えさせること。
 - (9) 試験監督の指示に従わないこと。
 - (10) 前9号のほか、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をすること。
- 2 第5条に定めるレポート等において前項に定める不正行為に類する行為又は盗用等の学問的倫理に反する行為を行った学生に対しては、当該科目の評点を与えない。
 - 3 不正行為が行われた科目の担当者は、教務部長を通して学長に対し当該不正行為を報告するものとする。
 - 4 学長は、前項の報告を受けたときは、速やかに懲戒手続きを行うものとする。

(実施細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な細目は、教務部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 神戸市外国語大学試験に関する規程（2007年4月規程第66号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、2026年4月1日から施行する。